

事務連絡

平成28年3月31日

各都道府県教育委員会施設主管課長  
各都道府県私立学校担当課長  
各国公立大学施設担当部課長 殿  
各国公立高等専門学校施設担当部課長  
独立行政法人国立高等専門学校機構施設課長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長

「子供たちの安全を守るために－学校設置者のための維持管理手引－」について（周知）

学校施設の維持管理については、平成27年10月30日付け27文科施第375号「学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（以下「通知」という。）により、特に、建築基準法及び消防法に基づく法定点検の実施、並びに是正が必要と判断された箇所（箇所）の早期是正の必要性・重要性について周知したところです。

今般、文部科学省において、通知の内容を補足し、維持管理の重要性や手法等について解説した手引を作成し、下記のとおり文部科学省のホームページ内に公表しましたので、貴職におかれては、通知と併せて本手引を活用し、所管・管理する学校施設の維持管理を適切に実施するようお願いします。

なお、製本したものは平成28年度中にあらためて送付する予定としております。

このことについて、都道府県教育委員会施設担当課におかれては域内の市町村教育委員会施設担当課に対し、また、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の私立学校に対して周知するようお願いします。

記

「子供たちの安全を守るために－学校設置者のための維持管理手引－」の掲載場所  
文部科学省ホームページ内

トップ > 教育 > 学校等の施設設備 > 学校施設の維持管理

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/maintenance/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm)



本件に関する問合せ先

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課環境施設企画係

TEL:03-5253-4111 内線:2288 (窪田)